

# **IKO** グリーン調達基準書

## 第17版

制定 2003年 9月 1日

改訂 2023年 2月23日

**IKO** 日本トムソン株式会社  
NIPPON THOMPSON CO.,LTD.

## はじめに

日本トムソン株式会社は、1998年度より「企業の社会的責任として環境に配慮した企業活動を行ない、環境負荷を低減し、豊かな地球環境の実現に貢献する」を基本理念として、企業活動を行っております。

弊社は、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることが、地球環境の保全につながると考え、2003年には「グリーン調達基準書」を制定し、お取引先様のご理解とご協力を得て、グリーン調達を推進してまいりました。

昨今、欧州を初めとした環境への取り組みに関する法的規制、あるいは社会的要請がますます強まってきており、このたび、弊社としてもこのような情勢を踏まえ、環境管理基準を見直し「グリーン調達基準書」を改訂することとしました。

弊社は、この基準に基づき、お取引先様や調達する物品について、環境負荷に関する調査や評価を行い、グリーン調達を一層推進し、お取引先様の皆様と共に、豊かな地球環境の実現に貢献したいと考えておりますので、グリーン調達の重要性をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

日本トムソン株式会社  
製品含有化学物質統括責任者  
常務取締役

笠原 信

## 1. グリーン調達目的

弊社は、グリーン調達を通じて、環境に配慮した製品をお客様にお届けしたいと考えております。そのために、地球環境の保全に積極的な取り組みを行っているお取引先様との取引を優先的に進めてまいります。

## 2. グリーン調達の適用範囲

この基準は、弊社の製品を構成する物品（原材料、部品、包装材、油脂類）に適用します。

※メカトロ電装部品は要相談

## 3. 弊社の製品を構成する物品の化学物質管理基準

化学物質管理基準は、表1及び2の通りです。

禁止物質は**意図的な使用を禁止し**、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要です。管理物質は使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処置等に考慮すべき物質であり、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質です。

## 4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するためには、お取引先様のご理解とご協力が不可欠です。

お取引開始前、弊社の**化学物質管理基準**の見直し等、弊社が必要と判断した場合に、次の通り、お取引先様の環境保全活動の状況、及び弊社が調達する物品に関わる環境への配慮の状況について調査をさせていただきます。

### 1) お取引先様の環境保全活動についての状況調査

ISO14001の外部認証を取得しているか、または自主的な環境管理活動について評価し、「化学物質管理評価シート」にてご回答下さい。

※評価が【要改善】となりましたお取引先様につきましては、自主的に環境管理への強化に取り組み、評価ランクの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

### 2) 弊社が調達する物品の化学物質管理についての状況調査

弊社が調達する物品への禁止物質及び管理物質について、お取引先様での管理状況及び物品への含有の有無を調査して頂き、「化学物質管理評価シート」、「使用・不使用物品リスト」にてご回答下さい。

なお、物品の種類等により、次の事項についてもお願いする場合があります。

- (a) 禁止物質の不使用を保証する「不使用保証書」の提出
- (b) ミルシート又はSDS(MSDS)の提出
- (c) 禁止物質の含有量をICP-AES等にて測定した「分析データ」の写しの提出
- (d) アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) (<https://chemsherpa.net/>) で定められた電子データ(chemSHERPA)の提出

また、その他に法令等の規制物質に関して含有調査をお願いする場合があります。ご協力を宜しくお願い申し上げます。

表1：禁止物質

No.	物質名	対象	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	電池	10ppm ※1
		上記以外の全ての用途	100ppm ※1, ※2
2	鉛及びその化合物	電池	40ppm ※1, ※2
		上記以外の全ての用途	1000ppm ※1
3	水銀及びその化合物	電池	5ppm ※1, ※2
		あらゆる用途	1000ppm ※1, ※2
4	六価クロム化合物	あらゆる用途	1000ppm ※1, ※2
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	あらゆる用途	1000ppm ※1
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	あらゆる用途	1000ppm ※1
7	フタル酸エステル類4種 (DEHP、DBP、BBP、DIBP)	あらゆる用途	1000ppm ※1
8	三置換有機スズ化合物	あらゆる用途	1000ppm
9	ジブチルスズ化合物(DBT)	あらゆる用途	1000ppm
10	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	あらゆる用途	1000ppm
11	アスベスト類	あらゆる用途	1000ppm
12	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	あらゆる用途	0.1ppm
13	ヒ素化合物	木材防腐剤としての使用	含有無きこと ※3
14	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	あらゆる用途	50ppm
15	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	あらゆる用途	意図的添加
16	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が1以上)	あらゆる用途	意図的添加
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	あらゆる用途	意図的添加
18	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体	あらゆる用途	意図的添加
19	短鎖型塩化パラフィン類(C10-C13)	あらゆる用途	意図的添加
20	塩化コバルト	乾燥剤内のインジケータ	含有無きこと ※3
21	酸化ベリリウム(BeO)	あらゆる用途	1000ppm
22	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	あらゆる用途	含有無きこと ※4
23	ホルムアルデヒド	木工製品	含有無きこと ※3
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩	あらゆる用途	1000ppm
25a	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)およびその塩	あらゆる用途	25ppb
25b	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)関連物質	あらゆる用途	1000ppb
26	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質	あらゆる用途	意図的添加
27a	ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAsとその塩)	あらゆる用途	25ppb
27b	ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAの関連物質)	あらゆる用途	260ppb
28	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)、(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)、 (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	あらゆる用途	1000ppm
29	ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂	包装・保護の用途(ケース・緩衝材など)	意図的添加 ※3
30	オゾン層破壊物質	あらゆる用途	意図的添加
31	デクロランプラス	あらゆる用途	意図的添加
32a	デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE) ※5	あらゆる用途	意図的添加
32b	リン酸トリス((PIP (3:1))) ※5	あらゆる用途	意図的添加
32c	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) ※5	あらゆる用途	意図的添加
32d	ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP) ※5	あらゆる用途	意図的添加
32e	ヘキサクロロブタジエン(HCBD) ※5	あらゆる用途	意図的添加
33	1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)	包装材・印刷物	インキ中の1重量%(10000ppm)
34	長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質	あらゆる用途	1000ppb

※1 欧州 RoHS II の適用除外項目に該当する使用であれば可とする。

※2 包装・梱包材において、均質材料中にカドミウム、水銀、6価クロム、鉛の4物質の含有量の合計が100ppm以下であること。EU 梱包材指令による。

※3 包装・梱包材を対象とし、その他の用途における調査は不要とする。

※4 品質が保てない場合、調達面で困難な場合は管理物質とし、使用用途・含有率は報告する事

※5 TSCA PBT5 物質

表2：管理物質

No.	物質名	用途例
1	ヒ素及びその化合物(ヒ酸カルシウム、ヒ酸トリエチル、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素を含む)	塗料、難燃剤、半導体 木材の防腐剤
2	ベリリウム及びその化合物(酸化ベリリウムを除く)	合金、セラミックス材料
3	その他の有機臭素系化合物、臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	難燃剤
4	ニッケル	メッキ、表面処理 ステンレス鋼、炭素鋼
5	フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く)	可塑剤、接着剤、潤滑剤
6	その他の有機塩素系化合物、塩素系難燃剤(PCB類、PCN類、PCT類、SCCPを除く)	難燃剤、可塑剤
7	過塩素酸塩	コインセル電池
8	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	断熱材
9	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	断熱材
10	ホウ酸	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の難燃剤、防腐剤
11	四ホウ酸二ナトリウム無水物	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の難燃剤
12	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の防腐剤
13	三酸化二ホウ素	板の糊用難燃剤、ガラス/光ファイバー
14	[4-(ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名：C1ベイシックバイオレット3)	プラスチック又は塗料の染料、インク
15	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	界面活性剤、親油性フェノール樹脂の合成原料、 未反応物質
16	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	電池の電解液
17	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	溶媒、触媒、未反応物質
18	2,2'-ジシクロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	ポリウレタンの硬化剤
19	エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットの インク
20	リン酸トリキシリル(TXP)	全ての用途
21	ジブチルスズジクロリド、ジブチルスズジクロライド(DBTC)	電線被覆の絶縁材
22	トリエチレングリコールジメチルエーテル	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットの インク
23	1,2-ジエトキシエタン	リチウムイオン電池の電解液
24	N,N-ジメチルホルムアミド	低温環境用の電解コンデンサの電解液
25	4-アミノアゾベンゼン	顔料
26	エチレンチオ尿素	両面テープ等の接着剤、イミダゾリン系加硫促進 剤
27	4-アミノ-3-[[4'-(2,4-ジアミノフェニル)アゾ]-[1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]- 5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホネート二ナトリウム(C.I.ダ イレクトブラック 38、クロラゾールブラックE)	染料、インク
28	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4アミノナフタレン-1-スルホ ネート)二ナトリウム(C.I.ダイレクトレッド 28、コンゴレッド)	紙と織物の直接染料、生体染色、酵母の生染色、 pH指示薬
29	分岐および直鎖の4-ノニルフェノールエトキシレート	ペンキ、ラッカー、ニス
30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	紫外線防止剤、紫外線吸収剤
31	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘキシル(DOTE)	
32	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル] チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチル ヘキシルを構成要素とする物質(DOTEとMOTEを構成要素とする物質)	
33a	Methylene Chloride ※1	接着剤、封止材、脱脂、洗浄
33b	1-Bromopropane ※1	接着剤、脱脂、洗浄
33c	Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD) ※1	難燃剤、はんだ
33d	Asbestos ※1	車用ブレーキ、ガスカート
33e	Carbon Tetrachloride ※1	冷媒
33f	1,4-dioxane ※1	インクや接着剤、封止材を溶かす溶媒
33g	N-Methylpyrrolidone (NMP) ※1	石油化学製品を作る際の溶媒
33h	Perchloroethylene ※1	絵や工芸品の接着剤、ステンレスの研磨剤
33i	Pigment Violet 29 ※1	インク、ペンキ
33j	Trichloroethylene (TCE) ※1	洗浄、塗装
34	PFAS(パーフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びこれらの塩類)	

※1 TSCA のリスク評価が実施される First 10 Chemical Substances

## 【グリーン調達基準書 改訂履歴】

改定日	版	主な改訂内容
2003/09/01	初版	制定
2005/08/26	2版	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
2006/05/15	3版	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
2007/08/01	4版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2009/04/20	5版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2010/04/21	6版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2011/04/28	7版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2012/04/23	8版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2013/05/31	9版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2014/04/30	10版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2015/06/10	11版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2016/10/14	12版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2018/04/02	13版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2019/04/24	14版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2020/02/05	15版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2021/11/01	16版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2023/02/23	17版	表1：禁止物質リスト ・ No. 33 1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)を追加 ・ No. 34 長鎖(C9-C21)フルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質を追加 表2：管理物質リスト ・ No. 34 PFAS(パーフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びこれらの塩類)を追加

発行者：製品含有化学物質統括責任者

作成：製品含有化学物質管理事務局